

国税庁の税の『歴史クイズ』はおもしろい、めずらしい税金を解説しています。今回、動物に課税例を調べてみました。世の中不思議な税があるものですね。



昭和50年代まで、市町村税の一つに犬税がありました。

もともとこの犬税は、明治時代から府県税として存在しており、府県ごとに課税方法が異なっていました。

大正13年に大蔵省主税局がまとめた『大正13年度 道府県雑種税課率調』という史料には、各道府県の課税標準などが記載されています。これによると、多くの府県では犬1頭につき一律いくら、といった形で課税をしていましたが、飼育地域や飼育目的によって課税の可否と税率を決めている府県もあり、さらには、特定の犬種を指定して税率を決める府県もありました。この犬種を決めていたのは、京都府と群馬県なのですが、では、この特定の犬種とは次の1から4のうちどれでしょうか。

1 柴犬 2 スピッツ 3 シェパード 4 狛(ちん)

答えは 4 狛

京都府、群馬県では「狛犬、狛」と「その他」とで税率に差を付けており、前者の税率の方が高く設定していました。

『大正13年度 道府県雑種税課率調』を例に、大正13年当時の状況を確認してみましょう。

東京、大阪、神奈川、京都、兵庫など大都市を抱える府県では、郡部か都市部かといった飼育場所で差が設けられました。このほかに、宮城県や秋田県、滋賀県、徳島県などは「狛犬」とそれ以外、といった飼育目的で区分していました。「狛犬」のほかに「闘犬」(高知県)や「愛玩犬」(岩手県)など、飼育目的を掲示している県はありましたが、犬種を指定されているのはこの狛だけです。

狛は、日本原産の小型の愛玩犬で、近世から上流階級や花柳界などで盛んに飼育されていました。

「愛玩犬」を課税標準に掲げる県もありましたが、わざわざ狛と指定しているところに、狛が愛玩犬の代表として認識されていたことがうかがわれます。

(研究調査員 今村千文)





江戸時代のある藩で、「犬銀」という犬に関する租税がありました。犬銀はどのような租税だったのでしょうか。

- 1 飼い犬の頭数に応じて飼い主に課す贅沢税
- 2 藩主の飼い犬の餌代として領民に課す租税
- 3 犬を売買した頭数に応じて課す取引税

## 2 藩主の飼い犬の餌代として領民に課す租税

犬銀は、信州松代藩(真田家)の税目で、犬は、愛玩用のペットではなく、殿様が鷹狩りで連れ従わせる猟犬のことでした。鷹狩りは、古代から権力者の娯楽として行われており、戦国時代以降は織田信長や徳川家康に好まれ、8代将軍徳川吉宗が制度を整えました。諸大名は、自領内に狩場を設定し、参勤交代で江戸滞在中には幕府に狩場を借りて、鷹狩りを楽しみました。松代藩では、このような猟犬の餌代を租税として、領内全般に課していました。

犬銀の他にも、動物の餌に関する租税がありました。

鷹狩りの鷹は、狩猟に用いる猛禽類全般(鷺・鷹・隼)の呼称で、肉食の鳥でした。そのため、幕府や諸藩では、毎日鳥肉などの餌を準備する必要がありました。幕府では、江戸周辺の村々に虫や小鳥を租税として上納させました。次いで、鷹狩り制度を整備した徳川吉宗により、鳥の売買を独占する鳥問屋10軒が設定され、のち岡鳥問屋8軒と水鳥問屋6軒に分かれました。岡鳥問屋は幕府の御鷹の餌鳥請負人を兼ね、鳥を捕獲する餌差(えさし)に交付する免許鑑札836枚を預かり、餌差を編成・管理し、幕府には年間に雀換算で40万から50万羽の鳥を上納していました。問屋は、上納した残りの鳥を独占的に売買することができたのです。

また、江戸時代の人々にとって、最も馴染みが深い動物が馬でした。武士は農村を離れ、城下町で生活していたので、都市部で馬の餌を調達する必要がありました。諸藩などでは、糠藁(ぬかわら)代という雑税(小物成)がありました。古くは現物納で馬の餌とされてきましたが、次第に代銭納となりました。都市部の馬は、糠と藁を餌にしていたと思われます。ただし、糠藁代は幕府の税目にはありませんでした。一方で、馬の兵糧は、運搬の便もあり、中世から大豆が充てられてきました。大豆の確保には、年貢米の一部を大豆に引き替える、年貢のほかに付加税として大豆を課すなどの方法が採られました。兵糧としての大豆は、幕府と諸藩で共通し、独自の税目ではなく、年貢や年貢の付加税として課されていました。

(研究調査員 舟橋明宏)





明治6(1873)年12月、東京府は、全国でも珍しい新税を課税しました。当時の東京は、新橋～横浜間の鉄道が開業するなど、近代日本の首都として、文明開化の街へと変貌を遂げようとしていました。

では、そんな東京で課税された「生き物」とは何でしょうか。

1オウム 2兎 3金魚

### 答えは 2兎

明治5年の新聞には、東京で流行するものとして、ザンギリ頭に帽子、新聞屋、士族の商法、牛肉屋の開店、そして「秘密の兎会」と書かれています。鉄道や銀座レンガ街建設など、文明開化の中心となった東京で、外国産の珍しい兎をペットとして飼育することが大流行しました。相撲取や歌舞伎役者のように兎の番付が作られ、高額の展示即売会(兎会)が頻繁に開かれていました。珍しい毛並みの兎は人気を博し、当時の巡査の初任給が4円程度だったのに対し、なかには1羽数百円もの高値で取引されるなど、商家の旦那衆だけでなく華族や士族、僧侶までが熱狂したのです。

当然、兎は投機の対象となり、兎で一攫千金を目論む者も現れます。そして、ブームの加熱は、普通の白い兎に色を塗った偽物を売る者が現れるなど社会問題化しました。東京府も「兎会」禁止に乗り出しますが、秘密会どころか堂々と「兎売捌所」(うさぎうりさばきじょ)の看板や幟を出す者もいる始末で、その取り締まりに苦慮しました。厄介なのは外国人名義のもので、東京府は政府を通じて各国公使館に禁止を願い出ますが、政府や外務省は外国人の自由な商業活動を制限できないと消極的です。そこで東京府は「華士族の没落」防止を理由に禁止を願い出ますが、今度は司法省が華士族だけの禁止はできないと主張し、日本人だけの禁止令にも反対します。東京府は、司法省と協議を重ね、兎の売買を認めるかわりに1羽につき月額1円の兎税を課税しました。飼育する兎についても毎月届け出ることとし、無届の場合は2円の過怠金が課せられました。兎1羽で月1円というのは、とんでもない重税です。

この兎税により兎の価格は暴落し、兎会はもとより、店先からも兎は姿を消します。異常なブームは沈静化しますが、兎にとっては悲劇でした。二束三文で売買されたり、川に捨てられたり、ひどいのは「しめこなべ」にされたものもありました。ただ、一部の愛好家たちは、その後も高い税を払いながらペットとして飼育し続けたようです。

(研究調査員 牛米努)





大正15年（1926年）に、清涼飲料税が新設されました。お酒を対象とした「酒税」は歴史も古く有名ですが、清涼飲料水を対象とした「清涼飲料税」が存在していたことはあまり知られていません。

この清涼飲料税は、ある条件を満たした清涼飲料水だけに課税されました。さて、次の1～3のうち、清涼飲料税が課された清涼飲料水はどれでしょう。

- 1 ミネラルウォーター 2 サイダー 3 オレンジジュース

答えは 2 サイダー

清涼飲料税の対象となる清涼飲料水は、「炭酸ガスを含んでいること」が条件でしたので、サイダーなどの炭酸飲料だけが対象となっていました。ミネラルウォーター（天然水）、オレンジジュース（果実汁）、レモネード（果実糖飲料）などの清涼飲料水は非課税でしたが、それらに炭酸ガスを加えて発泡させた炭酸飲料は課税対象になりました。

また、天然水でも、湧出する炭酸水（天然炭酸鉱泉水）を瓶詰めして販売すると課税対象でした。清涼飲料税が新設された背景として、当時のサイダー類の消費拡大が挙げられます。明治末年頃からビール会社を中心としてサイダー、シトロン（レモンに似た柑橘系の香料を加えた炭酸水）、ジンジャエールなどが大規模に製造販売されビールと同じような高級飲料として扱われるようになりました。つまり、サイダー類は、高級嗜好品として世間に認知されたため、課税対象となつたのです。一方、価格が低廉で大衆向けであったラムネ（玉ラムネ）については、高級嗜好品であるサイダー類の半分程度の税率とされていました。

なお、清涼飲料税は昭和24年（1949年）に廃止され物品税へと統合されました。物品税法による炭酸飲料への課税は減税を繰り返しながらも存続し、最終的には平成元年（1989年）に消費税へ組み込まれました。

（研究調査員 渡辺穂）



引用は国税庁「税の歴史クイズ」より

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/quiz/index.htm#page-top>